

令和5年度地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会について

1 スケジュール

今年度は、前年度実施に係る「令和4年度業務実績評価」について御審議いただくため、評価委員会を2回開催する予定です。

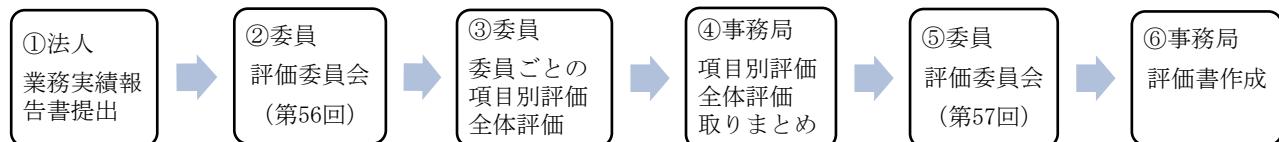
回 数	日 付	内 容
第56回	7月7日（金） 18:00～	○令和4年度業務実績について
第57回	8月7日（月） 17:00～	○令和4年度業務実績に関する評価について

2 令和4年度業務実績に関する評価について（第56・57回委員会）

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例（以下「条例」という。）第2条第2号及び第3号の規定により、宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の令和4年度業務実績に係る評価について、御意見をいただきます。〔令和5年7月4日付け医療第316号により諮問（別添1）〕

なお、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、法人に対して評価結果を通知し、公表するとともに県議会に報告します。

審議の進め方



①業務実績報告書提出【法人】

法人が中期計画等に掲げた各項目の達成状況を検証し、S～Dの項目別自己評価を行います。

（※法人の項目別評価方法については、「③委員ごとの項目別評価及び全体評価【委員】」の【項目別評価】と同様）

②第56回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

③委員ごとの項目別評価及び全体評価【委員】

評価委員会のヒアリングを基に、事務局が作成した項目別評価シート（別添2）の各項目について、各委員がS～Dの項目別評価を行うとともに、全体評価シート（別添3）により記述式で全体評価を行います。

【項目別評価】

評定	評定項目	判定基準
S	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ○定量的目標で評価できない項目についてS評価なし
A	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く）
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く）
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める	<ul style="list-style-type: none"> ○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

【全体評価】

	評価の観点	留意点
①	法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか ○患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の育成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか
②	地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか ○目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか ○法人としての利点を生かした自律的・弹力的な業務運営がなされているか

④項目別評価及び全体評価取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価及び全体評価を取りまとめます。

⑤第5・7回評価委員会

④の取りまとめ結果を基に、事業年度評価書（案）の最終検討を行います。

⑥評価書作成〔事務局〕

評価委員会の結果を基に、事業年度評価書を作成します。

3 提出書類等について

第5・6回評価委員会終了後、各委員の項目別評価及び全体評価を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第5・6回評価委員会後の提出書類】

- 様式1 「項目別評価シート」（別添2）
- 様式2 「全体評価シート」（別添3）

【提出期限】

令和5年7月18日（火）まで

【提出先】

事務局（宮城県保健福祉部医療政策課）宛てメールにて提出願います。

なお、様式のデータは委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail : byouinj@pref.miyagi.lg.jp

○ 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15 法律第 118 号）】〈抜粋〉

事業年度評価及び中期目標期間評価について

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出とともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならぬ。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならぬ。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

【地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例（H17 宮城県条例第 113 号）】〈抜粋〉

事業年度評価及び中期目標期間評価について

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に関する評価について知事に意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

評価委員会について

（委員長及び副委員長）

第五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【情報公開条例（H11 宮城県条例第10号）】〈抜粋〉

情報公開について

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合